

会 議 録

会議の名称	第5期 臨時会 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成29年12月6日（水） 午後6時00分から午後8時00分
開催場所	小金井市 第二庁舎 801会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、荒井 康善委員 緒方 澄子委員、小幡 美穂委員、小松 淳委員、馬場 利明委員 久野 紀子委員、平田 勇治委員、福原 昌代委員、室岡 利明委員 森田 史雄委員、渡邊 孝之委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第5期 臨時会 小金井市地域自立支援協議会 全体会のおり

第5期 臨時会 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(司会)

ただいまから臨時の小金井市地域自立支援協議会を開催いたします。

今日は田畑委員、三笠委員、ボーバル委員から欠席。それから、渡邊委員から遅刻の連絡が行っておりますので、報告いたします。

まず、配付資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局)

資料1、小金井市障害者差別解消条例案

資料2、差別解消条例スケジュール (案)

資料3、シンポジウムタイムテーブル (案)

資料4、シンポジウム進行 (案)

資料5、シンポジウムチラシ (案)

資料6-1、シンポジウム当日資料 (案) 次第

資料6-2、シンポジウム当日資料 (案) 自立支援協議会 PPT

資料6-3、シンポジウム当日資料 (案) 差別解消条例 PPT

資料6-4、シンポジウム当日資料 (案) 条例案

資料6-5、シンポジウム当日資料 (案) アンケート

資料7、シンポジウム条例案説明原稿

資料は以上です。

1 差別解消条例について (資料1、資料2)

(事務局)

(1) 小金井市障害者差別解消条例案 (資料1)

先日、事務局からも事前にメールでお送りさせていただいたかと思いますが、小金井市障害者差別解消条例案です。

法務の審査について、数多くの指摘事項がございましたため、行政の制定する条例として適切な形に文言等を整理させていただきました。

また関係各課との調整の上、現状で市として提出できる条文として整えさせていただきました。

(司会)

それでは、今事務局から説明がありました。これから議題について議論していきたいと思いますが、事前に2名の委員から資料が出ているので、説明してい

ただいでよろしいですか。

(委員)

私から、机上に資料を配らせていただきました。

この通りなのですけれども、順番に定義について、第8条の合理的な配慮について、第9条の相互理解の促進と第10条の教育についての部分の3点を質問させていただきます。

(司会)

これは一問一答の方がわかりやすいと思いますので、区切って答えていただくというふうにしようと思います。

(委員)

最初に定義について、社会的障壁の部分ですけれども、この定義の文章が削除された理由について、前回の案には載っていたのですが、今回の条例の方にはありませんので、どうしてなのか理由を教えてくださいたいと思います。

(事務局)

資料1の第2条に「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めるもののほかそれぞれ当該各号に定めるところによる。」というふうに書いております。

ですので、「社会的障壁」の定義がなくていいということではなくて、法務部門からすでに法で定められている定義を再度条例でするのはいかかでしょうかというご指摘があったので、事務局の方で削除をさせていただいたところがございます。

(委員)

理由はわかりましたが、私としてはわかりやすいかどうかというところで見ってしまうので、他の部分が説明されているところで、社会的障壁についてもあった方がいいのではないかと思ったのですが、その部分は重複してしまうのか、法の方でもすでに定められているからということで、法に定めるものの他の説明だからということですか

(事務局)

これは他のもとに比べるとはっきり見えてくるのですけれども、まず社会的障壁の表現が障害者差別解消法と同じ定義と言われたのは先ほどお話した通り

です。

逆に、資料1の第2条第1号を見ていただくとわかるのですが、障害者の定義は残っています。これは、法の定義とは違う踏み込んだ定義をしているために残っています。

定義の内容が全く同じなので、今回は削除させていただいています。

(委員)

理由についてはわかりました。

先ほど事務局が言ったとおり、定義があった方がわかりやすいというのは、確かに私の気持ちなのですけれども。

次に、共生社会について、逆にこれが新たに定義に追加された文章だと思います。

この文章が追加された背景というのはおそらく基本理念の第三条に括弧書きでこの内容が書かれていたと思うので、それを整理されたのかなと思うのですがその確認をしたいと思います。

(事務局)

前回の自立支援協議会案を見ている前提でお話をさせていただきますと、以前の表現でかなり社会という言葉が多用していたのですね。

社会とはどこの社会を指しているのというふうに指摘を受けまして、今回の条例で目指しているところは共生社会なので、共生社会を定義して、その社会に対応しているところを削除したというところで、共生社会の定義を追加したという形になっております。

(委員)

わかりました。これはここにあった方が良いと思いますので、これはとてもわかりやすいなと思いました。

続けまして、第8条の合理的な配慮についてなんですが、合理的な配慮の部分ですが、だいぶ最初の案から簡略化されたと思います。

そこのところの理由と経過について知りたいと思います。

(事務局)

こちらについては、以前お話したことと同じことで恐縮なのですが、何々のときと言う表現でどのようなときに合理的配慮なのかという表現にするべきという指摘がありましたので、このような表現にさせていただいております。

(委員)

わかりました。

何々のときという様な表現ということなのですが、中身についてですけれど、かなり、簡略化されたと思うのですが、例えば、「保育、教育」についてのところを例に挙げても、文章としてかなり簡単になったと思います。

例えば、前回の案では、「(1) 障害者への保育・教育及び療育の実施に当たっては、関係機関との連携の下、それぞれの障害の特性に応じた配慮」するっていうところですけど、例えばこの中でいうと、関係機関等の連携とかそういうところはとぎってという言い方にすると、そぐわないということで削除されたのでしょうか。

(事務局)

結論から言うとそのとおりでございます。

(委員)

そうですね、本当に「保育、教育および療育の実施をするとき。」というふうに書かれた場合は、おそらくこうなってしまうのだと思うのですが、例えばこの1号だけで申しますと、「関係機関との連携の下」とかそういう大事な言葉が抜けてしまっているところはとても残念だと思います。

次に、「特性に応じた配慮」という部分が前回の案では入っているのですが、例えば、「居住する場所の確保及び居住の継続をするとき。」というふうになりましたが、これも、それぞれの障がいの特性に応じた必要な配慮をするっていうことで書いてありますけれども、もしそのときという言葉で、「障害の特性に応じた必要な配慮」という言葉が一つ一つに入れられないのであれば、一番最初の文章のところに、「市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について」「特性に応じた」、「必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」など、そういった形で入れられないのかなと思いました。

(事務局)

ここは、障害者差別解消法の第7条・第8条の第2項において、「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」という表現があるので、法の定義と同じものなので、やはり削除しています。

(委員)

わかりました。重なるということなんですね。

「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」に本当は「特性に応じた」というところが入ると良いと思います。

この議論はきっと皆様にもあると思いますので、このところはとりあえず私としては保留にさせていただきたいと思います。

次に第9条の相互理解の促進と第10条の教育についてのところです。

これ第9条の文章と第10条の1項の文章がほぼ同じなんですが、まず、この文書になった理由と経過を知りたいですね。

特に教育の部分は前回とかなり大きく変わっていますので、そのところをちょっと丁寧に教えていただけるといいかなと思います。

(事務局)

まず条例案ですね、教育委員会と調整して作成しました。

文科省のホームページとかにも書いてあるのですが、教育の独立性を尊重せざるを得ない状況で提出するためには、このような表現にならざるを得ませんでした。ただ少なくとも自立支援協議会の思いも盛り込もうと思って、苦肉の策でこのようにいたしました。

(委員)

わかりました。それで、この文章をいろいろと御苦勞なさって、教育委員会との調整を時間のない中でやっていらしたということ。

第9条と第10条の第1項がほぼ同じなのは、その辺りの説明はされてなかったと思うんですけども。

(事務局)

委員の指摘は、資料1の第9条第1項と第10条第1項が同じ表現ではないかということがご指摘ということでよろしいですよ。

第9条は相互理解の促進ということですので、障がい者に対する理解を深めるようにという形で相互理解として「対する」という表現を使っております。

第10条教育のところは、市民および事業者が障がいおよび障がい者に関する正しい知識を深めるようにという形の、「関する正しい理解」を深めるようにという形では教育というところになり、似かよっていますが、いろいろ調整した結果です。

(委員)

なかなか理解ができないのですけれども。

正しい理解、9条の方ですね。これは障がいに対して正しい理解をするという

ことでこの文章になったと、そして教育の部分の説明をもう一回いいですか。

(事務局)

今の言葉尻だけとらえると、教育と言っておきながら相互理解の話を言われてるような気がしたので、もう一度質問をお願いしていいですか。

(委員)

今の事務局の説明で相互理解の促進の部分は「障害に対する正しい理解を深めるよう」に「普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする」っていうことで正しい理解をしていこうということですよ。

で、もうひとつの第10条が同じ文章で言っている意味が違うってところがいまいちよくわからなかったの、もう一回説明してもらえますか？

(事務局)

あまりそちらではなくて、「関する」と「対する」で見えていただいた方が多分わかりやすいかなと思うのですけれども。

(司会)

ここはやっぱり委員の方々の誰が見たっておかしいですよ。

これは最初、誤植じゃないかと思いましたが、これが出たら、一体何をやっているんだと、誤植じゃないかと思われるような文章なので、残すより削除した方がいいという程の意味不明なものだというふうに強弁していいと思います。

「対する」と「関する」で、その何が違うかなんて説明はわかりません。ちょっとこれは無理だと思います。

(事務局)

事務局からの発言としてはおかしいのですが、小幡委員からの意見であれば、第10条第1項は、思い切って削除したらどうですかとかという発言としていただいてよろしいですか。

(委員)

事務局からの説明を受けた上でそれを言おうかと思っていました。

本当に今説明受けても理解ができなくて、おそらくこれを事務局の説明を聞いて私がわからないということは、公に出たときも同じ反応だと思います。

例えば、私の意見の文書の方の②番に書かせていただいたんですけど、この第10条の分を教育って書いてありますけど、この中身って相互理解の促進

じゃないかなと私は思いました。

例えば教育に関することと言えどもう一つちょっと一つ先の話をしてしまいますと、例えばその障がいのある児童生徒がその年齢および能力に対してその特性を踏まえた教育を受けることができるように、必要な措置を講ずるところの意味合いの文章がどこにもなくなってしまったので、その理由もこの後聞きたいと思っていたところです。

(事務局)

ここに書かれてないお話ということでよければお答えさせていただきますと、まず「その特性に応じた対応」ということにつきましては、先ほど何で削除になったのかという説明があった2番の②と同じ話なんですけれども。

差別解消法第7条、第8条の第2項において、合理的配慮の表現なんですけれども、このところに、「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」という記載があるので、そういったところは削除しております。

(委員)

八王子の方の条例なんかを見ますと、おそらく合理的配慮のところも「～するとき」と書かれていますね。もちろん教育に関しても、ほとんど今回の案と同じような状況の同じような文章が出されています。

ですけれども教育に関しては、またそこで「その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」というような文書が入っております。

やはり教育として銘打ってるのであれば、そこは合理的配慮の中に書かれているからということではなく、やはりこの文章が入るべきではないかなと私は思います。これは私の意見です。

先ほどのこの案に、書かれている第10条は相互理解の促進の内容ではないかと私は思うのですがその部分はいかがでしょう。

(事務局)

繰り返しますと、教育の部分については第10条というふうにしております。

(司会)

今、質問の趣旨は、障がい理解だけの話になっているので、それは相互理解の促進とかそういうのじゃないでしょうかというご指摘でした。

(事務局)

調整した結果、第10条第2項という表現にしております。

(委員)

私としては先ほど言った内容の意見でございます。この表現で教育って調整した上でこうなったということですが、これは教育というよりは相互理解の促進にはないかなと私は思います。

とりあえず今私の意見はここで終わらせていただきます。

(司会)

それでは事前の通知が委員からありましたので、次の委員さんのその後で、各委員さんそれぞれ発言いただきたいと思いますが。

(委員)

資料が配られておりませんので、ゆっくり言いますね。

まず、私も同じことを言っているんですが、それから先やってもよろしいですか。

では、まず最初に定義の中ですね、社会的障壁については、最近の法律で出た新しい概念なので、市民の皆さんに見せるときにはですね、やはり法律があるからと言って外すのではなくて、やっぱここはちゃんと社会的障壁っていうことを定義した方がより理解が深まるんじゃないかというのが、私の意見です。

(委員)

資料がないと分かりにくいんですが。

(委員)

資料がないと分かりにくいということですので、資料をコピーして配布していただきます。

(司会)

資料をコピーしている間に次の委員の発言をお願いいたします

(委員)

第10条の2項のところですけども、これはあくまでも学校教育の中で、障がい者の理解を推進するというふうにしかならないんですよ。

僕らが目指しているのは学校教育の中で、障がい者はどう受け止めて、どうい

う支援をしていく学校にしていくのか、バリアフリーの学校にするっていうことも含めて、今日の市議会でもありましたけども、すごく教育委員会の姿勢が消極的だと思うんです。

最後にある市議が福祉保健部長に質問していましたが、「この条例は誰のためのものですか」って言ったときにね、「障がい者のためです」と答えていましたけど、私達は小金井市民のための障がい者とともに過ごせる条例を作りたいと言ってやってきたのに、これは障がい者だけの条例ではないのだっていうところで、すごく大きな勘違いをして進められているのかなと歯がゆい思いをして、帰ってきました。

多分市長はそういう思いだったのかなっていうので、残念だなと思うんです。

市長がどういう目線でもってこの問題をとらえているのかと心配になったところですけども、やっぱり教育の中で、障がい者の差別をどうなくしていくかっていうのがここに入っているかであって、市が行政的にも、教育委員会と連携をとって、どういう教育を進めていくかっていう、へその部分だと思うんです。

それが、ただ障がいの理解だけでいいということでは決してないと思うので、今日の、市議会でおふたりの議員がこの条例案の進捗状況について質問されていましたが、中身がまだ出せないということで、議論がかみ合っていかなかったかなと思っておりますけども、そういったところがとっても大事なのに、何でそぎ落とされちゃったのかなっていう。

すごい不信感というか、不満というかが、個人的には残るんですけども。頑張ってくれているとは思いますがね。

(自立生活支援課長)

本日の市議会一般質問で誰のための条例なのかという御質問に対して、答弁としては、「障がいのある方のため」と申しましたが、ちょっと補足させていただきますと、まず、質疑時間の終了が迫っており、十分な答弁ができなかった実情がありました。その上で申し上げますと、この条例のタイトルが「障害のある人もない人も」ということになってございます。

まずは、障がいのある方についての理解促進そういったものを深めるという意味合いで、そのように答弁いたしました。条例の内容につきましては、「障害のある人もない人も」ということですから、これは市民全体が理解して進めていくということの認識を持っていますので、私からつけ加えさせていただきます。

(司会)

先ほど委員の意見で、条件整備にかかることについて抜けているので、それは

どうなのかということについて質問がありましたのでお答えください。

(事務局)

まず、調整して、この表現になっているということは、繰り返しになってしまいますので具体的にどうするのかという話でございます。

こちらについて資料の1番の3ページ目で、第8条合理的な配慮のところの第1項第1号、「保育、教育及び療育の実施をするとき」という形を取りまして合理的配慮をするというところに盛り込んでおります。

そこは違う視点での繰り返しになりますけれども、同じページの第10条第2項で市は、「幼児、児童、生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という形で、いわゆる教育現場においての普及啓発と第9条の方なんですけれども、第8条の第1項第1号の方で教育における合理的配慮という形とで作らせていただいております。

(司会)

趣旨がわかってないようなので繰り返しますが、先ほども委員から出されましたけれど、特性を踏まえたような教育を受けられる措置内容がなくなったのだけれど、これはどうしてなのかっていうことについて、それは教育委員会との調整だって言ったのですけれども、なくなったことについて、これは教育委員会発議じゃないので、自立支援協議会だけじゃなくて自立生活支援課の事務局の主体なので、どうするかっていう意思も大切ですね。

多分お答えになってないんじゃないかと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

再度お話をさせていただきますと、まず、小幡委員の御指摘があった第8条の表現のところに、「当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて」という文言が入っているべきというところでもございました。

繰り返して言いますと、当該障がい者の性別、年齢を障がいの状態に応じてというのは、この部分が同法と同じだからというところで削除されて見えにくくなってしまっているという部分がある中で、第8条の第1項第1号ということになりますので本来でいうと、第8条の第1項第1号には当然のことながら、法に照らして当該障がい者の性別年齢帯、障がいの状態に応じて保育、教育、療育の実施をするときに合理的配慮をしなければならないというふうに読む文章になります。

(司会)

資料ができましたのでお願いいたします。

(委員)

それでは資料に基づいてお話しします。まず1番目にですね、自立支援協議会で2年間かけて検討してまいりましたし、今年3月の市民意見検討会の市民の意見を取り込んだ、地域自立支援協議会の条例案を作ったわけですね。

それで今回の条例案というのは虐待に関する諸条例がほとんど抜けたということ、第15条のインクルーシブ教育が削減されています。

この2件について相当長い間時間をかけて協議会で協議した内容で、それが一瞬のうちに無くなってしまった。これはなぜかということをお聞きしたい。

それから、その下に書いてありますように、市民意見検討会から9か月たっておるわけですが、12月9日のシンポジウムではそれを見ていた方がたくさん参加されると思うんですが、なぜ9ヶ月かかって内容は前と変わったかということの経緯もですね、やはり説明の中では、このときのシンポジウムの中には、お話ししたほうが良いのではないかと思います。

(事務局)

先に、9ヶ月もたっておりということはまさにそのとおりでございます。

ただこの間、委員も御存じのとおり、5月から10月までずっと協議を重ねてきたというところがございますので、この部分を市民へきちんと説明するようという形で受け止めさせていただくということによろしいでしょうか。

続きまして前段のところでは2年間検討しておいて、虐待に関する諸条項および第10条のインクルーシブ教育で削除されておりという形になっております。

まず、虐待に関する諸条項につきましては完全に削除ということではなくて、虐待と差別は表裏一体の関係であることから、何とか残したいというところで表現としては第7条という形で何とか残させていただいております。

それから、インクルーシブ教育についてなんですけれども、こちらについても、事務局としても非常に力が足りなくて申し訳ないんですけれども、このインクルーシブ教育の定義自体が法令上の定義はまだ確定しておりませんで、条約を結んだときも仮の定義しかちょっとまだされてない状態なので、定義がまず上手くできなかったというところと、その部分について、教育委員会との調整をした結果、このようなことになっているというところでございます。

(委員)

虐待については差別とはかなり関係が深いということで、確か虐待の方は要

綱が出ているからということで外したというふうに聞いたんですけども、この虐待と解消法は基本的に密接な関係にあるわけですから、条例の中に当初の示した案に近いものとして虐待と言うのを入れていただきたいと思います。

今の案は簡潔に1～2行で収まっています。それから後のインクルーシブも定義がはっきりしていないということですが、それは表現の仕方だと思います。これは、市の条例というのは横出し上乗せというのはオーケーであるから、他にないから書かないというんじゃなく、市独自の形であっても結構ですので、何らかの形で残していただけたらと思います。

(司会)

インクルーシブの定義はですね、不十分であるということであれば文科省に問い合わせてください。

文科省の定義がおかしいよということを小金井市が言ってるわけですから、ご確認ください。何が不十分なのかですね。それは非常に不適切な発言だと思いますが。

(事務局)

失礼しました。インクルーシブ教育を構築しなくてはならないという形で教育委員会からご説明はあるんですけども、インクルーシブ教育ってということ自体の説明がちょっとまだつかないというところがございます、大変失礼な発言であると思うんですけども、市として、今回の条例に盛り込むのはかなり困難でございました。

ただインクルーシブ教育はいらないということではなくって、この合理的配慮を含めてのところに含まれているというふうに思っております。

(司会)

いや、先ほどはですね、インクルーシブ教育の定義は不十分なのでおっしゃったのでね。それは文部科学省が明確に規定しております。

ただ東京都は使っていないだけであってですね。

小金井市がもともと議論していたところで使っているものが、不十分ならば、ぜひ文部科学省に小金井市から問い合わせさせていただいて、文部科学省がインクルーシブ教育の定義については、まだ不十分なものだというならば、私は了解しますけれど、通常、国の基準に基づいていろんな議論をしていますが、そういった議論とは違うところの議論で、インクルーシブ教育の定義が不十分だという形で転嫁されるのはいかがかと思います。

(事務局)

インクルーシブ教育の定義が不十分であるというふうにお伝えしましたことについては、誠に申し訳ございません。その上で言いますと、その法文に市としてうまく乗せることができないというところでございます。

(委員)

関係がありますので資料の三番目から行きますが、今までの15条に入れないのであれば、教育のところ、インクルーシブ教育を入れて、それは障がい者教育および共に学ぶ教育が大切だというような内容を入れてもらったらどうかと。

そして二番目の相互理解の促進はですね、子どものころからの教育が大切であるということですね、市民意見交換会でも意見が出ました。

具体的には日本の中では先発的な八王子市は、これをベースにしていろんなところの市条例ができてきているわけですが、これを参考にしたらどうかということで、地域自立支援協議会の案はこれも盛り込まれたわけです。

今度の庁内調整条例案ではこれがかなり変わったものになってきていて、そこが相互理解の促進でなくて、教育という形になっています。

そして第7条第2項なんですけど、教育委員会という言葉とか共生社会ということ、理解を深める教育なども抜けてるわけですね。

最後のところに「処置を講ずるよう努めるものとする」ということになってしまして、現在努力しているということであれば必要なくなってしまうわけで、やはり最終的にやっぱり努力義務ではなく、これに向けて進むってことが大切じゃないかと思えます。

先発である八王子の条例では「子どもの教育」が必要だということで改正があって追加されたわけです。ですから小金井も八王子の内容と同じようにできないのかなと思えます。

また、正しい知識を詰め込めばいいじゃなくて、理解を深めるための教育こそ大切で、八王子市の改正条例も、ここは市民等の理解の促進に入っています。障がい理解教育として追加されています。

また、東京都が条例について、1月にパブリックコメントということで進めておりますけども、そこでは、その名称は障がい者への理解促進および差別解消のための条例ということになっています。

差別解消のためにはまず障がい者への理解促進、一般市民、教育、子供の教育も含めてということ謳っているわけです。

東京都条例は、差別解消のためにはまず障がい者への理解促進が重要、障がいおよび障がい者、障がいの社会モデルの理解を深めるための啓発教育を行うこ

ととしております。

こういうことから考えますと、教育に入れるのではなくてやっぱり相互理解の促進の所に1条と2条について入れて、10条の教育についてはですね、インクルーシブ教育と、この辺を入れたらどうかなと思います。

(事務局)

自立支援協議会で出したところの表現といいますと共生社会という部分については一致しているところであるんですけども、ここを理解を深める教育であるということも事務局としては、思いは同じなんですけれども。

調整した結果ですね、やはり正しい知識を持つための教育だろうという形で思いは一緒なんですけれども表現としてはこのような形というところになりまして、これ自体をちょっと表現が難しいんですけども、これでまた違うという話をちょっと続けてしまうと、皆さんの望んでいた共生社会の実現であったり、教育の部分であったりところ残したいということで、調整した結果がこのような形になっております。

それから、努力義務とそれから合理的配慮の義務のところがここがちょっとわかりづらくなっているんですけども、教育に関しては、努力義務という形での表現になっているんですが、当然のことながら、合理的配慮については、基本的には義務という形での表現になっておりますので、そこの部分を踏まえて、読みとっていただくとありがたいところです。

(委員)

市民とか、事業者に対しては努力義務になっていないんです。だから子どもの方の教育もやはり同じようにしたらどうかという思い追加しておきます。

(委員)

公教育は努力義務じゃなくて、責務ですのでそこはちょっと教育委員会の方もちゃんと押さえてもらわないと困るかなと思いますけどね。

その辺がそういうふうにとらえられちゃうと市民の方がね、学校は努力義務なんだって、ではないのでそこはしっかり押さえていただけるといいかなと思いますけども。

(事務局)

おっしゃることは思いとしてはそのとおりだと思っております。

まず、義務ということころについては、あくまでも第八条の第1号の部分で教育でやるということとさせていただいて、正しい知識を持つための教育の措置

については、その様々なことが考えられるので、努力義務という形にさせていただいております。

(委員)

文書の削除や合理的配慮についての先ほど言われたようなところから、知りたいです。どこからこれを取ってきたのか。

さっき法律のところからとってきたと言われましたよね。そこを知りたいと思います。

(事務局)

読み取りが間違っていなければ、さきほど委員に話した法律上の規定だからというお話で話を続けさせていただきます。

まず、社会的障壁を削除したというところにつきましては障害者差別解消法に全くおなじ定義があるので、削除しましたというところになります。

それから、もう一つ委員から指摘されたのが

(委員)

それはさっき言われました。

それは事務局の判断で削除されてるんですか。法務の判断も含めて、っていうふうに小金井市の文書のせいですか。

(事務局)

市全体としての責任になりますが、あくまでも市の内部で法務部門と相談した後、自立生活支援課が市の判断としてこのようにしようというところでございます。

(委員)

合理的配慮について先ほどの、「特性において応じて配慮する」をつけるべきだと思います。

前に議論したときには、意思疎通において、手話、筆談、要約筆記、点字読み上げなど書いた方がいいと細かく書いた方が具体的に書いた方がいいのではないかとということになりました。

しかしいろいろまとめた結果、特性に応じて配慮をするというふうに、受け止めています。

もし特性において配慮ということ省くと、どういう配慮をするのか。

例えば、災害のとき合理的配慮をするのかどうするのか、どういうふうにした

らいいのかということを含めて考えておかないと、特性に応じて配慮という文言をつけるべきだと私は思うんですけれどもいかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりでして、自立支援協議会でいただいた案には、障がいの特性に応じてというような考え方がございました。

当然のことながら、事務局としても、特性に応じてというところでもございました。

繰り返しますと、この障害者差別解消法の第7条と第8条の第2項に、当該障がい者の性別、年齢および障がいの状態に応じてという表現があり、そこに法に規定があるので削除しております。

ですから、条例から見えなくなっておりますが、当然のことであるという意味で削除したというふうにお読み取りいただきたいのですけれども。

(委員)

第9条と第10条と第8条の関係の意見を述べさせていただきます。

第8条では、このようなときに合理的配慮をするというふうなことは法律の規定に近い形で、第10条の教育のところは第8条の方で書いてあるから、特に書かなくても教育は担保されているんだというふうな理解を私はしました。

ただ、あくまでも第9条と第10条は、これは市の施策を書くところなので、第10条についてはですね、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進というふうな形で、文科省から差別解消法に基づく対応方針が出ていますので、その言葉をやはり入れてもらえるよう教育委員会にきちっと話をしてもらって、あくまでも施策としてここに入れてほしいというのがまず一つです。

(事務局)

そのようなことで当然事務局としても動いていたところでもございます。

ただ条例の言葉の表現としてはそのような形で残すことが困難であるというふうなところと調整した結果でこのようになっております。

(委員)

ただ、その言葉でなくてもですね、平成29年度の小金井市教育委員会の教育施策には特別支援教育の充実ということがあってこれは施策として、推進されてますので。

インクルーシブ教育システムっていう言葉が使いつらいということであれば、

特別支援教育の充実を図るとか、というふうな施策を入れて欲しいと思います。

あわせて教育に関しては、他市の条例は、教職員の資質の向上と、あとは学校教育の場、社会教育の場における障がい理解の推進とだいたい3項目があります。

特別支援教育の充実ということで、その全てが包含されているということであれば、一つだけでいいと思いますが、もし一つに包含されていないということであれば、教職員の資質の向上と、それから、ここには第2項では、学校教育の場での障がい理解の推進しか書いてありませんけれども、あくまでも教育委員会は社会教育も担当していると理解しておりますので、社会教育の場での障がい理解の推進というのもやはりここは入れておかないと第2項の方はまずいと思いますので、この点も教育委員会に再度確認をして欲しいと思います。

自立支援協議会の委員からこういう指摘があったということで強く申し出ていただければありがたいと思っています。

(事務局)

こちらについては事務局としては当然皆様の思いを背負ってやってきたところでございますので、かなり調整させていただきました。

ただ、文科省の方としての、教育の独立性を尊重した中で、限られた時間で表現するとなると、この表現というふうになっております。

(司会)

ちょっと、趣旨が違うと思いますよ。

個人で言ってるわけじゃないので。事実、自立支援協議会としてですね正式にまだパブコメ出てないわけですから。

ちなみにその教育委員会とですね調整したのも最近のことですから。

それをあなただけでやったわけじゃない。いろんな方が協力してそういった場を作ったわけなので、ここまでこういう要望ができていてですね、きちっとやっぱりね、まだ最終調整をすべきことです。

(自立生活支援課長)

自立生活支援課長です。今非常に議論になっております教育における、文言等についてでございますが、今おっしゃった通り、これは市長部局だけでは、なかなか調整ができるものではないというところでありまして、市長ももちろんのこと、私もですね、直接教育長の方に今、条例の内容についてご説明させていただきました。

また、自立支援協議会の委員の皆様からこの間、特にこの教育におけるさまざま

まな御意見や思いもお伝えさせていただいてございます。

そういった中で、現時点で教育委員会の方も教育長初め、真剣に、考えていただいた結果の条例案の文言となつてございます。

また、今現時点と申し上げましたが、今後また社会情勢の変化、状況とかで、そういった背景を踏まえて、委員の皆様のご意見が取り入れることは私も望んでいるところでございます。

(事務局)

事務局として、お詫び申し上げます。

その上で思いを汲み取って話をしていきたいと思つています。

(委員)

あともう一つなんですけども、今日、議会の傍聴をしてきました。

教育委員会の方は具体的な施策を入れることについて、教職員の負担が過重になるというふうな発言をされました。

非常にはなはだしい誤解があると思つています。

教育委員会の特別支援教育を推進することで、例えば学習、指導員の配置が増えたり、チームティーチングが行われたり、少なくとも特別支援教育自体の推進、それから差別解消が教職員に負担があるからになるから具体的な施策を入れたくないっていうことはですね、きょうの議会答弁でされていて、後で確認させていただければわかると思つていますけども。

甚だやっぱりおかしい発言だということもですね、付け加えて言っていたければありがたいと思つています。

(指導室統括指導主事)

本日の議会のときの答弁です。

水上議員の時間でしたが、非常に短い、最後に時間がなくなつてしまったので、私もかなり端折つて答弁を読み上げました。

その点で非常に誤解も生じる言葉になつてしまったかなというふうに思つております。

そのときに用意した文章を、もう一度読まさせていただきます。

今おっしゃつたの後半の部分だと思つてんですけども、この条例案文の中には、学校教育に関する具体的な政策が織り込まれていくととらえております。

学校教育の具体的な政策を実際に実行する、市立小中学校の教職員たちは、すでに、様々な困難を抱えた児童生徒と向き合い、献身的な働きで教育活動を今しております。

この献身的な働きというのは、この教師の使命感に基づくものです。

そのときに働き方によって体調崩すこともありますし、教員自身の、ライフワークバランスを考えると課題があるというふうに思っております。

それでも教師は、今日も目の前の児童生徒に向き合い、教育活動を続けてきました。

校長会の方からこの条例案文の中の学校教育に関する具体的な政策を実行するための環境整備、人的支援、それに伴う小金井市の予算措置について見通しを問われます。

私が問われているんですが、問われても、現時点ではわからないというふうに答えております。

答弁原稿はここまでです。

現時点で、教員たちなんですけど、目の前にいる子どもに対して、やはり使命感があります。絶対放っておくことはできません。

ただ、今ちょっと現状として、それによって本当に体調崩してしまう先生がいるというのも現実です。

そういったところで、そのあとの会で議員の中で、その支援の部分がすごく話題になりました。

そういったところでも現状の部分でどういうふうにこの介助員とか支援員とか増やしていけるのか、または環境整備として、エレベーターは難しいにしてももっとバリアフリーな手すりを全階段につけたり、このだれでもトイレというものどんどんつけていく、そういうように整わないと人の工夫とか努力だけでは、なかなか現実、苦しさが出てきてます。

その一番苦しいところが緊急の災害時のときの避難です。

小学校一年生とか、二年生とか、小さいお子さんでしたら、教師が抱えて外に出れます。

ただ年齢が上がってもう持てなくなったときに、どうなるんだろうという、この緊急災害時のときの合理的配慮を小金井市がどう考えてるか、それが議員が訴えていた部分です。

そういったところがまだまだ整備されていないというところなんです。

そういった背景がある中、ちょっとどちらがという方で理念とかが先行していく中、この現実の今、対応している先生たちを見てくれているのかっていうところが、現場からの声として、理念先行でなく着実な特別支援教育の推進、着実な特別支援教室の教育の推進というのは現時点を一步一步進めるような部分が見えないとイエスというふうな感じでは、なかなか言いづらいついていうのが現場の声かなというふうに思っております。

(委員)

率直な意見を言わせていただければ、現状の対応が難しいので、差別解消法に基づく特別支援教育の充実には今前向きではないっていうふうに私はとらえました。

(司会)

私もこの立場と別にしてですねこの10月11月もですね、市内の小中学校13校に巡回相談させていただきました。

本当に前に比べてですね、特別支援教育がゆっくりではあるけど着実に進行して来たのは間違いないし、先生方の努力によってかなり改善していることは事実です。

ただ、圧倒的に人的資源が少ない。すごいオーバーワークだってことをまた事実です。

だからこそ、先ほど、委員さんもおっしゃったし私も使用したことなんですが、きちっと条件整備やそれに見合った、財政措置を含めてですね、独自でやっぱりやってかないと、いけないのではというところを、統括もですね、おっしゃったのではないのかなって私は受け止めました。

(委員)

学校現場の教員で相当過重労働を私もしてましたので、身にしみてわかっています。

教員ってやっぱり目の前に子供たちがいると必死になるんですよ。その子ひとりひとりを何とかしてあげようっていう思いがあるから、相当のオーバーワークなのは事実です。

これはもう文部行政そのものがね、特別支援教育を打ち出しているながら、教員を増やしてないっていう現実があるわけですよ。

今年度の教育白書を見ても、正規教員よりも非常勤教員の方が増えてるんですよ。

正規教員じゃなくて非常勤教員、いわゆる講師で対応しているだけで、教育予算の中の相互のパイはね、変わらなくて正規教育が減ってその日を、減った分の比率を非常勤講師で穴埋めしてるだけだから、事業対応だけで事業後の対応は正規の教員がやらなきゃいけないからますますオーバーワークになっている。

そういう環境整備に対しても文部行政がそれだけ予算をつぎ込んでいるかと言ったら、必ずしもそうではないので、多分現場の教育委員会はやっぱり財政的な保障や裏づけがなければできないというところでは、後ろ向きにならざるを得ないっていうのわかるんですけども、この条例の中にそれがないと市の行政

も教育行政もそこにあるんだからちゃんと予算確保しましょうよっていう裏付けにはならないだろうと思うんですよ。

だから、あった方が正々堂々と予算請求もできるし、そのためにこういう枠組みが必要なんだっていうのが教育委員会も政策提言ができるだろうと思うんです。

この条例でそこが抜け落ちていたら、教育委員会がせっかくこういう教育プランとか、年次計画立ててるけども、裏づけの根拠とるものがないわけだから、予算がないからじゃあ諦めますみたいな、そういう状況になってしまうので、それはやっぱ本末転倒だろうと思うんです。

ぜひそういう意味で積極的にね、この条例を使って教育を小金井の教育をよくするためのものに使おうよっていう視点で議論をしていただかないと多分この条例案で、パブコメに出たらいろんな方がいろんな形でそうという意見が出てくるだろうと思ってます。

たぶんそれがいっぱい出たところで自立支援協議会がそれを受けてどういう条例の調整するかあったら今の現状ではなかなか難しいだろうと思ってますし、このままそれが市議会でたらね、市議会で否決されちゃうリスクだって大きいだろうと思うんです。

今日、市議会議員のお二人の方が一般質問でされてましたけど、多分この条例案がもし9日に公になった後ね、厚生文教委員会で議論されるようになったら相当紛糾するんじゃないかなってことも予想されますので。

私たちとしては、ここまで努力したんだから何とか上程して制定してほしいんですよ。

そういう意味では市議会の各党派の人たちあるいは厚生文教委員会の構成員等を自立支援協議会の委員がこういう経過をたどって議論をしてるんだっていうことを一回、ベタで話し合いをする時間を設定してもらってね、議会ときちっとどういう課題を持ってるかっていうことも含めて最終的に議会で議決できるような方向に進められるといいなと思っておりますし、ここにやっぱり教育委員会の役割というとっても重要だと思っておりますので。

ぜひそういう視点でもう一回条例についての見直しを教育委員会で積極的にしていただけるとありがたいなと思っております。

教員がどうなってもいいと私たちも思っていないのでね。

やっぱり教員を守りながら、障がいを抱えた子どもたちが地域の中でどういう学校教育を保障されるかっていうことがとっても大事なので、それが権利条約の中身なのでね、教育を豊かに保障していくか発達保障するっていうのが権利条約にきちっと教育っていう条項がきちっと位置づけられていますのでね。

そこを読み取っていただけないと、とっても困るかなと思っております。

財政的な部分であった文部行政にもきちっと言ってかないといけないことだろうと思っていますし、それは市民運動としてやっばつくってかないといけないことだし、その先頭にやっぱり教育委員会とあってもらえると非常にありがたいなと思っています。

(指導室統括指導主事)

ありがとうございます。

まず、教育の内容の部分と、教育施策っていう、いわゆる国とか都の内容の部分と、市が用意するべきこの環境とか、いわゆる教員というのは都職なので、市の支援とそこを切り分けてお話しいたしますと、国とか都ではもう、中央教育審議会の報告であるインクルーシブ教育システムの構築のためには特別支援教育の着実な推進が必要ですよっていうふうに言っていて、この東京都の東京都別支援教育推進計画第2期、第一次実施計画で10年間のものを、これを確実に市教委と一緒にやりますって事を都教委も言っています。

私も毎月のように私は都の特別支援教育の連絡会、研修会の方に呼ばれて次はこういうことをやってくれと、どんどん指示を受けて今進めているところです。

直近のところだと、特別支援教室を来春、全小学校でつくる。そして33年までには中学校でも全部作りなさい、もう前倒しはどんだけ前倒しにしてもいいから、ただ確実に33年までに整備しなさいということであったり、教員の質の向上、または保護者の理解促進のための部分であったり、あと合理的配慮をするための支援員であったり、ここは市の方になってきますが、整理しなさいよってことを指示受けております。

都の方については着実に私が進めています。課題は市の方なんです。

例えば本当に一番極端なのが、エレベーターの設置ですね。

私もいろんな自治体見て、エレベーターをつけているような自治体もあるんです。そこを見ると、確かに、これはエレベーターがつくのだったら、そういう教員もスッとあがれるし、何ら問題はないとか思ったりもするんですがただ小金井市の置かれた状況が違う。

また人のところでも、もうどんだんつくような市もあるんであるんですけども、小金井市は状況が違うっていうところです。

私はこの条例案文を読みまして、私の一意見ですが、教育委員会じゃなくてここにいる委員としての一意見です。

中途半端な真ん中のどっちでもなんとなくうまくいくようなそんな文章、絶対だめだって思ったんです。全部飲むか、絶対だめかのどちらかと、そうすると議論が起きるだろうと。

本当市長とか教育長とかがこれで今回は議会に出て、いろんな議論になり、こうやって議論にすることによって、現状の本当の課題がどこにあるかっていうのがもっと見えてくるといいのかなというふうに私は思っております。

いまはインクルーシブ教育という言葉が抜けて議論になっていて、それが今、教育長の耳にも入っていて、本日、教育長は別の会議に行っているんですが、心の中ではもう、ここがどうなるのかってすごい気になっているようですね。

これはすごいことだなと思っていまして、こういった議論は大事だと思いますね。

ただ今のままがいいというわけではなくて、課題を本当にみんなが、市のトップの方から議員さんからみんなが課題を共有するっていうことが大事かなというふうに思ってるところです。

(司会)

委員としてですね、率直なご意見本当にありがとうございました。

その上で、委員から出ました議員さんたちと小金井自立支援協議会とのこの案についてですね協議という形で出されましたけど、その辺は事務局どうですか？そういった調整は難しいですか？

(自立生活支援課長)

いまここで行いますとか、だめですとかということはちょっと判断しかねるところです。

あとまた一つはですね、今年度中に差別解消条例を早く施行してした上で、理解促進に進めればと思っております。

そういった中ですね委員からいただきました、議員さんとのですから意見交換会といいますか、そういったことの時間調整を含めると正直申し上げまして現今の現時点でもちょっとかなり今年度中の制定というのは、本当にギリギリの状態ですということ。

お話をさせていただいた上でちょっと現状では難しいのかなっていうのが私の今の思いでございます。

(司会)

作業は作業で進めていただいてね。

フリーディスカッションみたい形ですね。

強制じゃなくって、ちゃんとこうね、どういう思いで作ってきたのかってことについて、有志の議員さんに来ていただいてね、押しいただくっていうのは意見交換会みたいな形でやるのは難しいですか。

要するに私たちは知ってほしいということが中心なので。

(自立生活支援課長)

この場で「はい」とは言えないことですので、持ち帰らせていただいて調整させていただきます。

(委員)

先ほど、教育に関しては人的とか財政上の問題があるというのは当然あると思うんですけど、ここに東京都は1月にパブリックコメントをやることを決めていますね。まとめが10月に出ていますね。

そして、もう一つが八王子で、具体的な事例で教育の必要性を述べておるのですが、教育現場ではですね、人的資金的課題がある。学校教育という枠だけでは無く、ボランティアやインターンなど様々な機会を通じて理解促進が重要ではないか、こういうことをやっている。

ですから、教育の中の職員だけの問題じゃないんだから、大きくとらえようということが書いてますね。

それから八王子の方は必要性を述べた後、条例に教育のことを追加したわけですから、具体的には小学校向けの障がい理解のガイドブックおよび学習指導並びに障がい理解教育に参加してくれる事業者や障がい者団体のリストを作成するなどの準備を進め、29年度から事業の中などで活用できるようにすると、非常に具体的です。

ですから、教職の職員だけの範囲ではなくて、広く考えております。

もちろんその教職をふやすことは別途必要かもしれませんが、お金も増やすことも。それだけじゃなくてももっともっと範囲を広げて協力者を求めよということを東京も八王子も書いてある。

(司会)

そのほか、そろそろ時間が過ぎてですね、この後まだ課題もありますが、そろそろまとめの方にと考えてますが、他の委員さんいかがでしょうか。

(委員)

そろそろまとめという事で、確認させていただきます。

こちらの案に、今日の意見を含めて、改めて直すことはできますか。

(事務局)

今、まとめられるところで話をしてしまったら大変申し訳ないんですけど

も、今日いただいた意見ですと、条例というよりも、この後どうするかって話があり、また、教育の話が中心だったのかなというふうに理解しているところです。

言われたのが、特別支援教育の充実を図るというところを何とか条文にのせられないのかっていう話と、どっちつかずじゃなくて課題を共有するような形で議論を巻き起こすべきだという話とこの2点というふうに思っております。

今の見立てですので、その上で話をさせていただきますと、明々後日の9日に、シンポジウムを行うための条例案のまとめという形になりますので、その部分を踏まえて調整をさせていただいて、この後、シンポジウムの9日までにさすがに自立支援協議会の委員に集まってもらうことは困難ですので、事務局で引き取って、その後も9日に臨むという形になるのではなかろうかというふうに思っております

(司会)

そのような方向でね、これだけ意見が出たわけですから、ちゃんと意見が出たところを伝えていただきながら、ただ9日金曜までに原案を出して議論しなきゃいけないので。

あとここ数日頑張ってくださいというようなところでね。

9日を取りあえず迎えるってことになるのかなと思っています。

(委員)

それで構いませんっていうか次に自立支援協議会を開く時間もないですから、結果については会長に一任したいと思います。皆さんもそれで賛同していただければ会長一任でいかがでしょうか。

(司会)

責任は重たいんですが。

私はまだ、反対意見の方が強いのですが、ただやっぱり進めていかなきゃいけないので、12月9日をなしでは迎えられないので、今日、やっと調整いただいて、さらにそれを踏まえて12月9日に出していただいたため、後で紹介されますけど、当日また市民の方からたくさんの意見を出されますので、また調整ということがその先にあるんじゃないかと思いますが。

12月9日までのことを考えていて、今日の議論を踏まえながら、基本的にはまだ、この案が大きく修正をされていくわけではないですけど、この案にもう続きながらですね、一步、進めていくって形になるのではと思いますが。

それでとりあえずは12月9日迎えるという形によろしいですか。

ありがとうございます。それでは、この後ですね、この後のスケジュールにつ

いて、事務局から説明がありますのでよろしくお願いします。

(事務局)

(2) 差別解消条例施行に係るスケジュール (案) (資料2)

これから予定としましては、修正した条例案について再度、市で文書等の審査をし、整えたところで、パブリックコメントや議会に上程を行って、ご議決いただいた後に公布や施行という運びになります。

(司会)

今事務局から説明がありましたが、これ見ると1月15日付の市報にパブリックコメントが載るとのことですよね。

今このスケジュール表を見ると。こういった方向に流れてよろしいですか。

(委員)

市民説明会はこの12月9日だけでしかないんですか。

(自立生活支援課長)

今、市民説明会は12月9日のシンポジウムのときだけなのかというご質問をいただきました。

パブリックコメントを行うのと並行して、市民説明会を開催することを検討してございます。

(委員)

先ほど言った、議会とうまく調整をしてね、不十分なところもあるけども、最終的には発効して、その後再度検討する機会がないと、ここで議会で否決されて、ポシャっちゃっても、困るなと思っているので、必要最小限、この条例は、厚生文教委員会の構成員の議員さんと懇談ができるといいかなと思ったりもするし、全体会議でやるから各会派の議員の皆さんと、そういう懇談ができているとうれしいかなと思ったりしますので、自立支援協議会がどういう思いでこの条例を作ってきて、まだ協議会としては不十分だと思ってるけれども、最終的には議員さんも附帯決議でも含めて、この条例案を通して、そのあと2年後3年後に再整備をするために、3年間の試行の中でね、どういうことが問題かを整理してもらって、再検討ができるような形としてほしいし、できればもっともっと当事者の人たちがね、ここへ参加できることが望ましいだろうと思っておりますので、この条例制定のために次のステップをどういうふうにしていくかっていうことも含めて、議員さんたちと話ができるとありがたいなと思っているので、何とか閉会

中でも、定例議会以外でもね、議員さんたちがそういう時間作っていただけるなら、協議会の委員も参加して合同の懇談会みたいな形で話ができるとありがたいなと思っていますので検討をよろしくお願いします。

(事務局)

調整させてください。

(司会)

それでは、もう直近に迫ってるですね。

もう予定よりも40分近く遅れてますが次第2、議題の2のですね、シンポジウムについてです。事務局から説明をお願いします。

2 シンポジウムについて（資料3から7）

(事務局)

(1) シンポジウムタイムテーブル（案）（資料3）

障害者週間シンポジウムのタイムテーブルです。大きな流れとしては会長の挨拶、自立支援協議会の説明、条例の説明、当事者からの意見、会場からの質疑応答という形で構成させていただいてございます。

(2) シンポジウム進行（案）（資料4）

進行案ですが、自立支援協議会の説明については事務局の吉岡所長にさせていただくという形にしております。

また、前回、司会を馬場委員と小幡委員にお願いするということで進行案を出しまして、条例案については事務局から報告するという形で書かせていただいております。

しかし、この進行案では、司会の方も報告者も自立支援協議会の委員が行うという形として、司会が〇〇委員と△△委員、報告者が□□委員という形で書かせていただいております。

条例の報告者も、自立支援協議会の委員とさせていただき理由としては、シンポジウムの主催者が自立支援協議会であり、あくまで自立支援協議会の委員さんに条例を説明していただくことで、条例は自立支援協議会が主導してきたんだということを市民の皆さんにお伝えできるかなというふうに考えたためでございます。

(3) シンポジウムチラシ（案）（資料5）

シンポジウムのチラシポスターになっています。

(委員)

当事者の意見というのがありましたけれども、だれに頼む予定でしょうか？
どこの団体に頼む予定でしょうか。

(事務局)

一応、今5名ほどお声掛けしてしまして、視覚障がいの方、難病の方で知的障がいの方、あと心のはい、心の悩みを抱えている方という形の代表の方とあと聴覚の関係の方もですね、人に来ていただければということで調整中でございます。現時点では5名の方にはお話をさせていただく予定でいます。

(司会)

今、事務局説明がありましたけれど、シンポジウムの条例の報告者は、これまた話もしましたけど、協議会の委員さんがいいと思いますし、それから司会者につきましても、もうこれも前回お願いしましたけれど、馬場委員さんと小幡委員さんでお願いしたと思いますが、よろしいでしょうか。前回に引き続き、よろしくお願ひします。

報告者なのですが、去年は矢野委員でしたが、諸般の事情があるとのことで、相談支援部会の部会長である室岡委員さんをお願いできればと思ってですが、突然で恐縮ですが、よろしくお願ひします。

(室岡委員)

はい。

(司会)

あとですね私の挨拶はなくていいと思います。

実行委員長の挨拶があつて、市長の挨拶があつて、すぐに入っていただければ最後に話をしますので、そんな形でできればなと思いますが。

よろしいですか当日のそれでは、ごめんなさい。

(委員)

当日までに今日の協議を踏まえて、案の方がどういった形で変わってくるかという、私達はわからないで当日をおそらく迎えることになると思うんですが、どのくらい反映されるかというのは全くわからないじゃないですか。

今日の協議の中身というところは結構大事だと思っています。やはりそれを何かしらかの形で伝えられたらなと思うのですが。

もちろんまだ議事録は出ないと思いますし、何かこう、伝える機会を報告の中にでも入れ込めたらなって私は思うのですが、いかがでしょうか。

(司会)

ぜひ、その報告で、室岡委員さんにご負担をおかけするのかなあと。それでちょっと大変なので、事務局の方で骨子でもいいので今日の議論の論点をまとめていただけませんか。

今日の論点を少し出していただいて、それを踏まえてです、報告を室岡委員にお願いするという形でないと、委員の負担が大変大きいので、そういう形でお願いしてもよろしいですか。

(事務局)

会長からも骨子でいいというふうに言っていただけましたので、その方向で別の文章にするのか、PowerPoint に入れ込むのかってちょっと実務的なところはございますが、そこも含めて調整させていただきたいというふうに思います。

(司会)

そういう方向でよろしいですか。

その他シンポにつきまして、いかがでしょうか。

(委員)

基本的なところなんですけど、シンポジウムも、この条例案についても、小金井市のホームページでいくと、障害者週間は小金井市のホームページ開いたら、トップページになってもいいのかなと思うんですけどないんですよね。

健康・福祉の自立生活支援まで行って、お知らせで初めて障害者週間になるし、条例制定の経過もそこまで行かないと見つけられないんですよね。

何人かの方から問い合わせがあって、僕は市のホームページに載っていますから見てくださいといったらどこにあるんですかと言われるのですが、これから当然、パブリックコメントもあるので、やっぱり市のホームページのトップで、開いたら、お知らせのところに入っているような状況を作っていただかないといけないのかなと思っています。

それは保健福祉計画も一緒ですけども、市の重要な政策になるわけだから、それがやっぱり広く市民の方が見れるような環境を整えておいていただかないと非常に困るかなと思っていますので、これはお願いです。

(事務局)

ありがとうございます。

私、自立支援課長としても、障害者週間のページをトップに載せたいという思

いは強くございます。

しかしながら、本市のホームページというものは全庁的なものであって、またその時期時期によって、各部署によってもやはり掲載してございますので、約束ができないんですが、何かうまくできるような方向で直させていただきたいと思っております。

1点、ご報告ですが、実は昨日、JCOM 小金井の取材を急遽受けまして、今障害者週間に合わせて、第二庁舎 1 階のエントランスで、障がいある方の施設で作ったクッキーとか、手工品とかそういったものを販売してありますが、それをバックに、障害者週間の実行委員長と私もインタビューされたのですが、物販の宣伝をさせていただき、12月9日のシンポジウム開催の事も説明させていただき周知させていただきました。

ただ放送が、今日の夕方5時だったんでちょっと遅いですが、御報告させていただきました。

(司会)

昨年私は、NHKに依頼をして来ていただいたんですけど、今年は自信がないです。

なかなかちょっと混乱するのはちょっと、どうなんだろうっていうかことがあってですね、それは今年は控えようかなと思っています。

あと当日の資料についてですね、事務局の方から説明をしていただきます。

(事務局)

(4) シンポジウム当日資料(案) 次第(資料6-1から7)

それでは資料の6から7についてまとめて説明いたします。

資料の6-1から5まではシンポジウムの当日に配る資料の案になっております。

資料6-1は次第、資料6-2がパワーポイントを使った「自立支援協議会と私たちの暮らし」で自立支援協議会の説明です。資料6-3がパワーポイントでの条例の報告案です。資料6-4は差別解消条例の案です。今回の示した案と一緒にございまして、資料6-5がアンケートという形でこの一式をシンポジウムのおきにお配りする予定です。

今回のシンポジウムに、「自立支援協議会と私たちの暮らし」を入れているのは、障害者計画・障害福祉計画の障がいのある方からのアンケートで自立支援協議会の認知度という項目の中で、6割以上の方が自立支援協議会を知らないという結果が出ましたので、周知のためにもと思い、入れさせていただきました。

資料7は、資料6－3の報告案についての説明文を書かせていただきました。その説明原稿という形になってございます。

(司会)

今の説明につきましていかがでしょうか。

(委員)

少なくとも例えば資料7に今日の議論を少し付加してというようなことを先ほどおっしゃいましたよね。

それぐらいは事前にメールなどで送るそこできませんか？

(事務局)

努力いたします。実は役所の都合で申し訳ないのですが、夜の9時を過ぎますとメールシステムが使えないような仕組みになっておりまして、徹夜で仕事は、机上ではできるのですが、皆様にちょっとお送りする手段がなくなってしまうので努力しますということだけでお伝えさせていただきます。

(司会)

これから数日間は辛くても少しでも皆さんに分かってもらえるような形で出していければと思いますのでよろしくお願いします。

以上で予定より1時間近くオーバーしましたけれども、予定したものは以上なんです。その他で何かご意見等ございましたら。

なければ臨時の自立支援協議会を閉会したいと思います。いかがですか。

本当に急な開催となりましたが、本当に長時間ありがとうございました。

何とかですね、12月9日に向けてですね、また今日をスタート出来るようになりましたので、また、12月9日の日がですね本当に意味あるシンポジウムなるように。

朝の準備から参加を求められていますので、朝寒いですので、よろしく願いいたします。

今日はどうも、ありがとうございました。

それでは、これで第5期臨時会、自立支援協議会全体会を終了します。